

# 子ども・子育て支援法に基づく 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）について

平成26年5月  
こども未来部 保育課

## 1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

川越市では、新制度の実施に向け、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準」の制定に向けて検討を進めています。

この基準は、「(仮称)川越市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準条例」及び「(仮称)川越市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準条例施行規則」として制定される予定です。

## 2 内容

基準を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、内閣府令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されております。

※現時点で、国からの基準府令が出されていないため、子ども・子育て会議で議論された対応方針案に基づいて、基準案を作成しております。

定義

類型	類型の説明
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	地方自治体が <u>十分参酌</u> した結果であれば、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。

懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の策定が必要であるかを検討いたしました。

検討の結果、川越市独自の基準としようとするものは以下のとおりです。

内 容	独自基準にしようとする理由
区分（保育必要量）における保育短時間の就労下限時間について、64時間以上とする	子ども・子育て会議において、就労下限時間については、48～64時間の間で、市町村で定めることとなっており、64時間未満の家庭については、一時預かり事業等に対応できると考えられるため

### 3 施行期日

平成27年4月1日

### 4 その他

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。

# 子ども・子育て支援法に基づく支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準(案)

※従うべき基準と参酌すべき基準の区分は示されていません

項目	国基準案 (平成26年1月15日第11回子ども・子育て会議の対応方針案)		川越市の考え方
<p>保育の 必要性の 事由</p>	<p>右欄のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p>	<p>① 就労</p> <p>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) 居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。</p>
		<p>② 妊娠、出産</p>	
		<p>③ 保護者の疾病、障害</p>	
		<p>④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p>	
		<p>⑤ 災害復旧</p>	
		<p>⑥ 求職活動</p> <p>・起業準備を含む</p>	
		<p>⑦ 就学</p> <p>・職業訓練校等における職業訓練を含む</p>	
		<p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p>	
		<p>⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること</p>	
		<p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	

項目	国基準案 (平成26年1月15日第11回子ども・子育て会議の対応方針案)		川越市の考え方
区分 (保育 必要量)	保育標準時間	平均275時間／月 (212時間超・292時間以下) ※1日11時間までの利用に対応	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
	保育短時間	平均200時間／月 (212時間以下) ※1日8時間までの利用に対応 就労下限時間 1か月あたり48時間以上64時間以下 ※就労時間の下限を「1か月あたり48時間～64時間以上」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することが可能	就労下限時間を64時間以上と設定し、下回る就労については、一時預かり事業等に対応するものとする
優先利用	優先利用の対象として考えられる事項 (例示)	① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯 (就労による自立支援につながる場合等) ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合 ⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童 ⑨ その他市町村が定める場合	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準案

※支給認定については、条例で規定する必要がなくなりました  
（規則等で規定する予定）

項目	【国基準】子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年6月9日)ほか		川越市基準案
保育の必要性の事由	右欄のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ・起業準備を含む ⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	国基準のとおり
区分（保育必要量）	保育標準時間	平均 275 時間／月 (212 時間超・292 時間以下) ※1 日 11 時間までの利用に対応	国基準のとおり
	保育短時間	平均 200 時間／月 (212 時間以下) ※1 日 8 時間までの利用に対応 就労下限時間：1 か月あたり 48 時間以上 64 時間以下 ※就労時間の下限を「1 か月あたり 48 時間～64 時間以上」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で 10 年間程度の経過措置期間を設け、対応することが可能	就労下限時間を 64 時間以上と設定し、下回る就労については、一時預かり事業等で対応するものとする

優先利用	優先利用の対象として考えられる事項（例示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</li> <li>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合</li> <li>・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</li> <li>・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合</li> </ul> </li> <li>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業などの卒園児童</li> <li>⑨その他市町村が定める場合</li> </ul>	国基準のとおり
------	-----------------------	--	---------